

資料2 - 12一酸化炭素測定結果(平成19年度)

市町名	測定局名	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間数 (時間)	年平均値 (ppm)	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最大値 (ppm)	環境基準の長期的評価		: 達成 × : 未達成
						(回数)	(%)	(回数)	(%)		日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	
亀山市	(自)国道25号亀山	未	365	8744	0.3	0	0	0	0	0.9	0.5	無	
松阪市	(自)国道23号松阪首原	未	365	8754	0.4	0	0	0	0	1.4	0.7	無	

注1環境基準の長期的評価は日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外して評価します。

但し、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した場合はこのような扱いはしません。

注2環境基準は1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であることです。

注3(自)国道25号亀山、(自)国道23号松阪首原は、自動車排出ガス測定局です。